

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は社会福祉法人陽翠水（以下「この法人」という。）の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき、おかれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ア 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- イ 賞与は、別表第2「常勤役員賞与の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- ウ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。
- エ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(2) 非常勤役員

報酬は、別表3、及び4「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(3) 評議員

報酬は、別表第5「評議員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長に対する報酬の支給時期等は、評議員において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規定をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号による改正後の社会福祉法）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附 則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

別表第 1	常勤役員の報酬の上限額 一人につき年 200 万円
別表第 2	常勤役員賞与の上限額 一人につき年 200 万円から当該年度に支給する年間報酬額を差し引いた額
別表第 3	非常勤役員の報酬 理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く。） 一人一律 10,000 円 監事の監査 一人一律 10,000 円
別表第 4	非常勤役員のうち理事長の報酬 年 300 万円以内
別表第 5	評議員の報酬 評議員会出席等の都度 一人一律 10,000 円